

令和 7 年 10 月 16 日

一宮市規則第 37 号及び第 38 号を別紙のとおり公布
する。

一宮市長 中 野 正 康

規 則 番 号 一 覧 表

規則第37号	一宮市建築基準法施行細則の一部を改正する規則
規則第38号	一宮市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則の一部を改正する規則

令和7年10月16日

一宮市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

一宮市長 中 野 正 康

一宮市規則第37号

一宮市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

一宮市建築基準法施行細則(昭和57年一宮市規則第11号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(認定申請書の添付図書等) 第16条 省令第10条の4の2第1項に規定する規則で定める図書又は書面は、次の表の(あ)欄に掲げる法又は政令の規定による認定の申請の区分に応じ、同表の(い)欄に掲げるとおりとする。 【別記 参照】 2～6 略	(認定申請書の添付図書等) 第16条 略 【別記 参照】 2～6 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

	(あ)	(い)
略		
(7)	政令第137条の12第6項	略
(8)	政令第137条の12第7項	略
略		

改正案

	(あ)	(い)
略		
(7)	政令第137条の12第11項	略
(8)	政令第137条の12第12項	略
略		

付 則

この規則は、令和7年11月1日から施行する。

令和7年10月16日

一宮市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

一宮市長 中 野 正 康

一宮市規則第38号

一宮市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則の一部を改正する規則

一宮市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則(令和7年一宮市規則第20号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
第10条 略	第10条 略 (<u>省令第8条第9号及び第10号ロの規定により規則で別に定める値</u>) 第10条の2 <u>省令第8条第9号の規定により規則で別に定める値は、1メートルとする。</u> 2 <u>省令第8条第10号ロの規定により規則で別に定める値は、1メートルとする。</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。